

ないかと思ひますか、そのような考え方を持っておられるかどうかお伺いいたします。

それから消防関係でございますが、各町内におきましては消防の協力会というようなものをつくりまして、自分の所管する町内の消防団に毎年相当の分担金を出しているのじゃないかと思うんですが、この分担金というのは町内の大きい小さいによつて相当開きがあると思ひます。例をとりますと、本町関係のような大きな町内でしたら相当額の分担、支援の金が消防団にお入れできると思ひますけれども、小さな町内にいきますとその何分の一ぐらいかの金額でこれに協力しているように聞き及んでおりますが、このような制度も改めて町内がそのようなことをするのではなくて、やはり市としてそのような前向きな考えでこれからの消防団というものに対する考え方も変えていかなければならないのではないかと思ひます。これは現在各町内の相当な負担になっているのではないかと思ひますが、そのような考え方を今後お持ちになるかどうかお伺いいたします。

以上の点につきましてご説明願ひます。

○助役（篠崎俊夫君）

最初の人件費のベースアップの件につきましてはお前からご答弁申しあげまして、徴税の前年度対比の伸び率につきましては税務課長から、それから福祉社会館の問題につきましては福祉事務所長から、消防の問題につきましては環境保全課長から答弁いたさせます。

第一点のベースアップの財源でございますが、見込みをいたしまして一般会計では現在の一般職員の給与費は七億七千万円でございますが二億一千六百万円程度はなおベースアップに必要であると推定されるのでございます。この点につきましては次の機会に第二次の一般会計補正予算としてご提出申しあげる予定でございます。特別会計の分は水道を含めますると約三千万円近く必要でございます。したがいまして一般会計と特別会計を入れますと二億四千五百万円程度必要だということに相なるわけでございますが、次期の補正予算に編成させていただきたいと思ひます。財源につきましては企画財政課長から説明がありましたように、税金その他のいろいろな財源をやり繰りすると何とかしのいでいける見通しを立てております。

○税務課長（島田 猛君）

税金の伸びについてお答え申しあげます。



税収の伸びは率にいたしまして前年同期比で三二％の増でございます。金額で申しあげますと前年同期は十億二百五十四万六千円、本年同期は十三億二千三百三十九万二千円でございますので、その差額は三億二千八百四十六千円ということでございます。

○福祉事務所長(森田 猛君) 福祉会館の関係につきましてご答弁申しあげます。

確かに三階ホールの裏側にかなりの面積のスペースがあつて吹き抜けになつておるわけでございますが、われわれもあそこを何とか利用できないかというところと調べてみたのでございますが、何しろ三階の大ホールの末端に通路がございまして、西側の非常階段に通ずる場所になつております。したがいましてこれをふさぐということは防火上危険性があるのではないかと考えられるわけでございますが、せつかくの建物でございますのでなおよく検討いたしまして、利用できるものならあそこをガラス通しか何かでふさぎまして、さらに利用度を高めたいと思つております。そうすれば一応ホールにございます腰かけあるいは机等はそこへ格納できるのではないかと考えております。



それから事務室の関係でございますが、確かに最近福祉会館の利用、特に図書館の利用につきましては小学生まで対象が広げられてきた関係上、非常に子供の声はね返り、特にすぐ近くに階段がある関係で事務に支障をきたしております。しかしあまりしゃべいをいたしまして来館者とさえ切ってしまうのもどうかと思ひますし、それからロビーの奥のほうにイス等がかなり配置され、そこで休養等をとおるわけでございますが、たまたまそれらのものや子供等に目が届かないという点等もございしますので、防火シャッターということもございますが、これらにつきましても設置された場合の関係等もなお詳しく調べてみたいと思つております。

○環境保全課長(八木房雄君) お評しをいただきまして自席からお答え申しあげます。

消防団の分担金とか後援会というようなお話でございますが、私どものほうも再三注意をいたしましてこれから加ないようにお話を申しあげたのですか、いすれにいたしましても議会のご議決をいただきまして四十九年度は出勤旅費の五百円を千円にアップしていただきまし

たので、今後ともこの点につきましても前向きに考え、この後援会等は強制しないように指導してまいりたいというふうに考えております。
(「了解」と呼ぶ者あり)

○十番(松山 清君) 福生市で初めてのケースの学習等供用施設に八千万円という額が計上されておるわけでございますが、この施設等は今後もつくっていくような考えがあるのかどうか。またこれは初めてのケースでもありますけれどもここで若干施設についての概要を説明願いたいと思うわけでございます。

○市長(石川常太郎君) お答え申し上げます。

他のものにつきましては今後基本構想に織り込むつもりでございます。本予算に提出いたしましたものは飛行機の障害が多いということとで特別のものでございます。

○教育委員会庶務課長(内田和雄君) 施設の概要につきましてご説明申し上げます。

場所は熊川の一六六二番地に建設予定でございます。建物は鉄筋コンクリート二階建てで大体三百四十平方メートルを予定しており

ます。土地の広さは約百坪でございます。

以上簡単ですが答弁といたします。

○十七番(関 米吉君) 二点質問します。

二十三ページの緑化保全奨励金二百二十六万九千円の積算根拠とそれから二十四ページの南公園整備工事千百万円、これは台風十六号の関係によるものであるかどうか。

○経済課長(木村 進君) お許しをいただきまして自席からご答弁を申し上げます。

二十三ページの緑化保全奨励金の根拠でございますが、本件につきましては当初予算において今年度宅地並み課税される金額の三割について、奨励金が五割でございますがそのうちの三割について予算措置したわけでございます。その後指定申し込み等を受け付けましたところ、平地林等が非常にふえておりまして、ここにございますように二百六十六万九千円増額いたしましたして、合計で五百六十九万六千円の額に相なるような次第でございます。

以上雑ばくでございますが答弁といたします。

○都市計画課長(浅見裕康君) ご答弁申しあげます。

本補正予算の千百万円は災害の關係でございまして、この編成時に私どもの予定しておりまして公園内の車道の舗装工事でございます。ご案内のとおり武蔵野幹線の工事も完了いたしましたので、大型車の運行等はこれからはないであろうということで、今回補正をお願いいたしまして、舗装工事を予定したものでございます。しかしながらご案内のとおり状況でございますので、今後予算執行時には建設委員会等におはかりいたしまして、具体的な執行にあたり変更せざるを得ないのではないかと考えております。

○十七番(関 米吉君) 今度二百二十六万九千円の積算根拠がいつものところ五百六十九万六千円全部がそうだと聞きましたか、これは件数はどのくらい予定しておるか。

次に南公園は市民が行って危険というような状態にはなっていないのかどうかお聞きします。

○経済課長(森田 進君) それでは具体的に申しあげます。

A農地につきましては四十九年度でA農地として宅地並み課税

された筆数は全部で二十五筆でございます。面積といたしまして一万二千五百十一平方メートルでございます。税額にいたしまして九十一万七千

九百五十円、このうち緑地指定の対象となった件数が二件でございます。筆数にして三件でございます。面積は二千八百十平方メートルでございます。税額にいたしまして二十一万七千七百六十円でございます。

B農地でございますが、B農地については四十九年度宅地並み課税分の筆数が千三百九十七件、面積が八十六万六千六十二平方メートルでございます。税額にいたしまして二千四百三十三万三千円、このうち緑地指定の対象となった件数が百七十九件、筆数にいたしまして四百七十件、面積にいたしまして三十四万二千二十二平方メートルでございます。税額にいたしまして八百五十万四千六百六十円でございます。

それから平地林でございますが、平地林については全部で件数は九十六筆でございます。面積が八万三千百二平方メートルでございます。税額にいたしまして三百五十八万四千四百五十円、このうち緑地指定となった筆数が三十八筆でございます。面積にいたしまして五万一千三百四平方メートル、税額にいたしまして二百二十六万八千八百八十円、このA農地、

B 農地の税額、それから平地林の税額、これの一応二分の一相当分に今後指定が予想されます分も若干見込みまして五百六十九万六千円の数字を算定したわけでございます。

○都市計画課長(浅見裕康君) お答え申しあげます。

若干危険性もございしますので、現在ソフトボール場の手前から四メートルの車道になっている部分が多少決壊というかくずれております。したがいましてその手前から現在丸太等でしゃ断いたしまして、応急的な対策をしているという状況でございします。水が減り次第極力早期に修理等にかかりたいというところでございします。

○十六番(高波 忠君) 市長にお尋ねいたしますが、学習等供用施設の件でございしますか、この総予算が八千四百万円でございしますけれども、そのうちの二千四百八十万円は防衛施設庁からの国庫補助でございします。起債が四千四百四十万円、それと一般財源の一千四百万円でございします。加、関東集約に伴いまして全額を防衛施設庁からお願いたしたいという市長はじめ議員の方々の陳情によりまして新しい法律ができたんですか、この起債は遠からず防衛施設庁のほうで肩がわりしてくれるのかどう

か。またこの使用範囲でございしますが、各地区から会館建設の陳情が出ておりますので、この供用施設の会館に対しまする使用の地域を大体どの辺に考えておられるかどうか。

○市長(石川常太郎君) 議員の先生方の非常なご協力ご努力をいただきまして法律ができましたのが五月三十日でございします。したがいましてその当時新しい法律ができて四十九年度の国の予算はきまつているからろくなことはできない。結局本格的に動けるのは五十年度的からだということはわれわれも前から聞いておりました。ですから本年度のところはやむを得ないと思ひますが、来年度もこんなことでは困るということで、実は心配しているわけでございします。

八千四百万円のうち用地費が二千九百万円になっておりますが、私といましてはせめて土地代はせびつけてもらいたいということを要請してございします。ところが供用施設を防衛施設庁というのは福生だけをするわけにはいかない。土地代は出すかそれは供用施設ではなく、公園が何かに使ってもらいたいということとでございします。その予算は本補正予算には載っていないのですけれども、年度内には何とかひとつ

計上できるように話を進めてまいりたいと考えております。何といった
しましても、かなり強硬な交渉をしたのですか、思うにまかせず申しわ
けないと思っておりますか、これについては全力を傾けたいと思ってお
ります。

○十六番(高波 忠君) 先ほど松山議員の質問に対して、一番基地
公害をこうもっている地区なので、優先的にいいものをつくりたいとおっしゃ
いましたか、確かにそのとおりで、いい供用施設をつくっていたかなければ
ならないのですか、さりとて福生市の財源は細いので、全額国の予算
でやっていただけるよう私も一生懸命応援いたしますか、とりあえず
二千九百万円の土地代までいただけるのか確認いたします。

○市長(石川常太郎君) 向こうもそのようなご意向なので、私はたいじよ
うぶだと思っております。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○三番(小林才治君) この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第百十六号については、統
務、建設、厚生各委員会に付託し、審査せしめられんことを望
みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま三番小林才治君
から所定の賛成者を得て、本案は総務、建設、厚生各三常任
委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、
本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百十六
号は総務、建設、厚生各三常任委員会に付託することに決定いた
しました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十八議案第百十七号昭和四十九年度福
生市水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

朗読を省略し直ちに本案について提案理由の説明を求めます。

(水道課長井上久男君登壇)

○水道課長(井上久男君) ご指名によりまして議案第百十七号昭和四

議百十七
十九年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)の提案理由と内容についてご説明申しあげます。

今回の補正のおもなものは、受託工事に伴う収入支出ともに増額、電気料値上げに伴う水源及び浄水場の動力費の増額、それからさらに受水費減価償却費の減額等であります。水道事業を円滑に運営できますように提案した次第でございます。

それでは次に具体的内容につきましてご説明申しあげます。

第一条の総則は記載のとおりでございます。

第二条の収益的収入及び支出につきましてはご説明申しあげます。

予算第三条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正すること、収入の第一款事業収益一億九千六百万一千円の既決予定額にしまして、五百二十六万二千円を増額補正して二億百三十六万三千円にしようとするものであります。その内容としまして、

第一項の営業収益一億九千二百八万四千円を五百万円増額しまして、一億九千七百八万四千円にしようとするものであります。この五百万円は受託工事の修繕収入等でございます。第二項の営業外収益

議百十七
の四百八十一万七千円にしまして四百七十六万二千円の増額で九百五十七万九千円でございますが、この四百七十六万二千円は預金利息二十六万二千円の増と水道管の管布設替工事の受託工事の四百五十万円の収入増によるものでございます。次に支出にまいりまして第一款の事業

費二億二千四百四万九千円を一千四百七十七万七千円増額して二億三八百三十二万六千円に増額しようとするものでございますが、その内容といたしましては第一項の営業費用に九百五十二万三千円増額して一億七千七百十五万三千円でございます。この九百五十二万三千円は水源及び

浄水場の動力費一千二百三十万円、収入の受託工事収益の五十万円の見合う支出と事務費、材料費等、五百五十万円の増額、それから三多摩分水の受水費の当初見込んでいたものが少なくて済むこと加つためた状況なので、その費用二百六十六万円の減額、それから減価償却費の当初見込んでいたものが確定したので、その費用の百十六万七千円の減額でありまして、増減いたしますと九百五十二万三千円の増額となるわけでございます。次に第二項の営業外費用を四百六十五万四千

円増額して五千八百七十七万三千円にしようとするものでございますが、こ

の営業外費用の四百六十五万四千円は支払利息加十五万四千円の増、これは当初予算に見込んでいました四十八年度の企業債利息の借り入れ時前に利率変更等によりまして不足を生じることがはつきりしたための補正、また受託工事の委託料四百五十万円の増は、先ほどから収入にもありますように、電電公社の電話線の増設に伴う管布設替の費用でございます。

次に第三条の資本的収入及び支出につきまして、予算第四条の本カフコ書を次のとおり改めるところで、資本的収入額の資本的支出に対し不足する額四千六百十五万一千円を損益勘定留保資金三千二百七十万円、建設改良積立金一千三百九十八万一千円で補てんしようにするものであります。これは当初予算に見込んでおりました不足額は当初予算とおりでございますけれども、損益勘定留保資金の三千三百三十三万七千円を減価償却費百十六万七千円の減によりまして、補てん財源を建設改良積立金に変更した次第でございます。収入支出ともございません。

次に第四条のたな卸資産^{生産}の購入限度額でございますけれども、こ



の購入限度額一千三百六十九万八千円を一千三百八十九万八千円に改めるところでございます。この二十万円の増につきましては配水管の材料費の費用でございます。

以上はなほだ雑ばくな説明でございますけれども、慎重ご審議の上、原案ご可決賜わりますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十九番（大野行夫君） 水道一元化を目前に控えましての今後の布設工事の内容と、それから水道一元化までに行われる水道事業自体の運営方法、これが都のほうに還元されたときにはたして円満にいけるかどうか。その点わかる範囲だけでけっこうですか説明願いたい。

○水道課長（井上久男君） お答えいたします。

現在計画しております本年度工事につきましては、大体契約まで済み、完了したもののから着工しているものまで本年度の予定しておりますものは大体消化できるというようなことでございます。それから一元化後の工事でございますけれども、その辺につきましては基本契

約あるいは基本計画に関する債務協定というような中で、またさらに具体的なことを締結するということで現在進めておりますが、大體本年度から来年度にかけての工事はいままでの計画しておりましたものより多少ずれるかもしれませんが、そのような状況でございます。

○十九番(大野行夫君)　そうしますと現在まで市で計画している中で一元化に当たってどうしてもやらなくてはならないというような工事が出た場合には、都のほうでそれを市の要望とおりにもっていつてもらえると解釈してよろしいか伺います。

○水道課長(井上久男君)　お答えします。

突発的に出た場合には多摩水道対策本部等ともよく協議いたしますけれども、普通の計画ではそのまま予定したものを施工していくということでございます。

○十九番(大野行夫君)　その点につきましては円満にスムーズにいけるように都のほうと交渉を進めていつていただきたいと思います。

もう一点は一元化を控えまして、今後起債等でこれ以上ふえるというようなことはないかどうか。現状を見ましてそういうことはないと思ひ

ますけれども、それが増加していくような関係が起こるかどうか。

○水道課長(井上久男君)　お答えします。

現在のところではこれ以上ふえるようなことにはなっておりません。

○二十二番(岩田博君)　現在日本人が入っている基地外のハウスが給水停止になりますか、いつごろ日本の水道に切りかえになるのかお聞きします。

○水道課長(井上久男君)　現在基地から給水を受けているハウスあるいは日本人等の住宅につきましては、東福生駅周辺に約八十戸ばかりあります。五月末ごろその八十戸に基地からの給水を停止するというような連絡がありましたので、その対策として居住者とも検討したわけでございますが、いずれにしても八月十日前後に給水停止をすることが確実というので基地とも折衝し、三カ月の延期願いを出しまして、基地司令官の合意を得て十一月十五日まで延長することになりました。市の対策としては、東福生駅の北側の踏み切りのところの一部工事はやっておりますが、その前後の取りつけは都市計画街路二・三号から国道十六号までの間を百五十ミリ管を通して、そこからさらに各家庭に引き込んでもらう。これは東福生駅の東側の踏み切りを一方しか渡って

いない管でございすので、その辺のところで増配をして万全を期したいというところで工事を発注しております、その工期は今月一ぱいということに進めております。

○二十二番(岩田 博君) 工事の分担金について住民側と折衝はついているのですか。

○水道課長(井上久男君) お答えします。

分担金につきましては折衝しております。ただ私のほうとしては市道については考えてもいいけれども、あとの個人の土地についてはあくまでも個人の財産であるというようなことから、市としては本管だけは埋設するかそれ以外は各家庭の共同管というようなところで処置願いたいと、停水になる時点のときにはそういう説明はしておりました。それ以外にはそういう話はもっておりません。

○十六番(高波 忠君) 関連質問ですが、要するに各家庭に水道を引張る場合、現在の福生市は加入金として一万五千円から二万円払っているわけですが、その点はどうなっているか質問します。

○水道課長(井上久男君) その分担金は変わっておりません。

(「必要ないのか」と呼ぶ者あり)

○水道課長(井上久男君) その分担金についてはほかのものと同じでございす。先ほどの岩田議員さんのご質問はさらに各家庭に引き込むまでの管が相当の費用がかかるから、その分担金を各家庭で分担するのにという交渉をもったかというように私は聞いたわけですが。

○十六番(高波 忠君) 私は各家庭の交渉はどうなっているか進んでいるのか聞いたわけですが。

○水道課長(井上久男君) 居住者の代表といえますか、委員会のようなものをつくりましてその中で話を進めていると思ひますので、それについて私のほうはわかりません。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○三番(小林才治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十七号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま三番小林才治

